

7/8 事業推進会議用

8/5 修正版

肥育牛経営等緊急支援特別対策事業

(別添 1 肥育生産支援事業)

～ Q & A ～

(未定稿)

農林水産省 生産局 畜産部畜産企画課

独立行政法人農畜産業振興機構

問1 交付対象者いかん。

(答)

- 1 牛を販売する目的で、牛の肥育を業として行っている者であり、牛の肥育状況が確認できる者であることが要件です。
- 2 経営体質の強化を図るために肥育牛経営強化計画を策定している者であることです。

問2 牛を販売する目的で、牛の肥育を業として行っている者および牛の肥育状況を確認できる者をどのように確認するのか。

(答)

令和2年度に牛を肥育している者であり、販売伝票などこれまでに肥育牛を販売したことを証する書類で確認します。法人にあっては、肥育牛の肥育を業として行っていることがわかる定款等を確認書類とできます。

なお、新規に肥育経営を開始する者で、販売伝票等を提出できない場合は、各地域の農業協同組合、家畜保健衛生所、畜産協会等の公的機関から、新規で肥育経営に参入する者で間違いのない旨の証明書を入手するなどしてください。

問3 販売したことを証する書類は何が想定されるか。

(答)

販売を行ったことを確認できる次の書類が想定されます。

- 1 家畜市場（生体市場）へ出荷し販売した場合は、当該市場が発行する販売証明書、肉用牛売却証明書
- 2 と畜場委託と畜を行い、枝肉を持ち帰り、枝肉又は加工して販売する場合は、当該と畜場が発行すると畜証明書
- 3 卸売市場及び食肉センターに出荷し販売した場合は、当該卸売市場及び食肉センターが発行する販売証明書、肉用牛売却証明書
- 4 系統委託販売の場合、農協等が証明する販売証明書、精算伝票、肉用牛売却証明書
- 5 家畜商に販売した場合には、当該家畜商が発行する購入伝票（相対取引の場合は、金銭の授受は金融機関を通じて行い、その金銭の授受を証する通帳の写し等が証拠書類として必要となります。）

問4 本事業の交付対象牛はいつからいつまでの牛か。

(答)

令和2年4月7日から令和3年3月31日までに販売された牛が対象です。

問5 交付対象となる牛の要件は。

(答)

- 1 事業実施要綱別添1の第3の3に記載してあるとおりですが、肉用牛肥育経営安定交付金（以下、牛マルキンという。）の交付対象牛は、本事業においても交付対象となります。
- 2 その他の牛についても、
 - ①牛マルキン加入要件を満たしている未加入牛
 - ②繁殖又は搾乳の用に供された牛又は未経産の不受胎牛であって、継続して3か月以上肥育されている牛はその牛の損益が交付対象者に帰属し、販売後直ちに食肉となるものであれば対象となります。

問6 繁殖の用に供した牛（以下「繁殖供用牛」という。）とは、どのようなものをいうのか。

(答)

繁殖供用牛には、雌牛については、子牛の出産をした牛に加え、妊娠中の牛や種付けをした牛を含みます。雄牛については、種雄牛をいいます。

問7 「直ちに食肉となること」の「直ちに」とは何日か。

(答)

販売日の翌日からと畜した日まで30日以内とします。

問8 繁殖又は搾乳の用に供された牛又は未経産の不受胎牛であって、継続して3か月以上肥育されている牛の肥育期間の考え方いかん。

(答)

- 1 繁殖に供された又は未経産で不受胎となった牛における肥育期間については以下の通りで、個体識別情報で確認します。
 - ・外部から導入する場合：導入日から販売日まで。
 - ・経営内で再肥育する場合：分娩日又は不受胎であることが獣医師により確認された日の翌日（獣医師の診断書や診療簿の写し等で確認）から販売日まで。
- 2 搾乳の用に供された牛における肥育期間については以下の通りで、個体識別情報で確認します。
 - ・外部から導入する場合：導入日から販売日まで。
 - ・経営内で再肥育する場合：分娩日から305日搾乳したとみなし、その翌日から販売日まで。

問9 本事業は月によって奨励金単価が変動する可能性があるが、対象牛がどの月に該当するか判断する基準日はいつか。

(答)

販売日とします。販売日は、卸売市場等で枝肉の販売価格が決まった日であると考えます。具体的には、仕切り書や精算伝票等に記載されている販売日(値決め日)又は代金精算日等となります。販売したことを証する書類については、問3と同様です。

問10 と畜場で全廃棄となった場合、奨励金の交付対象になるのか。

(答)

全廃棄となった場合は、奨励金の対象にはなりません。

問11 同一の牛を、肥育生産支援事業に係る奨励金と計画出荷支援事業に係る助成金の両方の対象としてよいか。

(答)

肥育生産支援(別添1)と計画出荷支援(別添2)では、事業の内容が異なるため、それぞれで要件を満たせば対象とできます。

問12 事業の目的及び内容いかな。

(答)

肉用牛肥育経営体の経営悪化が危惧されているところ、肥育生産者の所得や営業利益を事業実施年度と比較して3%改善することを目的として、経営体質強化を図る肥育経営体に対して出荷頭数に応じて奨励金を交付する事業です。

手続きの簡素化を図るため、事業実施に当たっては、「出荷予定頭数」及び「どの取組を実施するのかの確認」のみを行います。

問13 「所得や営業利益を事業実施年度と比較して3%改善することを目的として」とあるが、肥育経営体ごとに成果目標の達成状況について報告が必要なのか。

(答)

これは事業としての目的を示したものであり、事業に参加した肥育経営体それぞれに成果目標の達成状況を報告いただくことはありません。

問 14 肥育牛経営強化計画は、どのように作成するのか。

(答)

- 1 肥育牛経営強化計画の様式については、別途提示します。
- 2 肥育牛経営強化計画には、出荷予定頭数及び要綱に定める取組メニューのうちどれを実施するかについて記載するようにしてください。

問 15 取組は、飼養規模に対してどの程度実施すればよいのか。

(答)

取組の実施割合に関する要件は特に設けませんが、本事業の目的である経営体質を強化することに資する取組を、経営体ごとに判断して実施してください。

問 16 取組はいつまでに行う必要があるのか。また、過去に実施した取組も計画に含めてよいか。

(答)

選択した取組については、肥育牛生産の経営体強化につながるよう、令和3年3月31日までに実施してください。

また、過去に実施した取組であっても、現在の経営において活かされている場合は計画に含めることができます。ただし、本事業に参加した肥育経営体は取組を実施したことを証する書類を、事業実施年度（令和3年度※）の翌年度から起算して5年間（令和9年3月31日まで）保管しておく必要があります。

※ 最終の支払いが令和3年6月（令和3年度）となる見込みのため、令和3年度の翌年度から起算します。

問 17 枝肉価格が前年同月比で30%（40%）下落した際に、奨励金を4万円（5万円）受け取るためには、当初計画時点で取組を3つ以上行う計画である必要があるか。

(答)

計画的に経営体質の強化に取り組むことが必要であることや、枝肉価格を見通すことは困難であることから、枝肉価格が下落した際に4万円（5万円）の奨励金を受け取るためには、原則、当初から3つ以上に取り組む積極的な計画を提出してください。

問 18 取組を実施したことを証する書類は何を想定しているか。

(答)

経営体質強化を図るための取組を行ったことがわかる書類として、以下の書類を想定しています。

(例)

- 1 飼料分析
 - ・ 飼料メーカーから提供される飼料成分表
 - ・ 分析機関（公的機関含む）が分析した結果表や伝票
- 2 血液分析
 - ・ 分析機関（公的機関含む）が分析した結果表や伝票
- 3 肉質分析
 - ・ 超音波測定を行った結果がわかるもの
 - ・ 不飽和脂肪酸などを分析機関（公的機関含む）が分析した結果表や伝票
 - ・ 飼養牛の枝肉の格付けを確認したことがわかる書類（公益社団法人日本食肉格付協会が発行する格付明細書等）
 - ・ 飼養牛の枝肉の格付けを自身で確認したことがわかる写真。
- 4 畜舎の環境改善
 - ・ 新たに換気扇等の機器を導入した場合はその伝票
 - ・ 継続して暑熱対策を行っている場合はその状況がわかる写真
 - ・ 畜舎消毒を行った場合は消毒器や消毒薬の購入伝票
 - ・ 暑熱対策の取り組みについてはその状況がわかる写真（換気扇が稼働している等）
- 5 経営分析
 - ・ 経営管理研修会に参加したことがわかるもの（出席者名簿等）
 - ・ 経営指導機関等が行った診断結果

これらの書類は、事業実施主体等へ提出する必要はありませんが、本事業に参画した肥育経営体が自身の経営体質強化に取り組んだ証拠書類として、肥育経営体ごとに事業実施年度（令和3年度[※]）の翌年度から起算して5年間（令和9年3月31日まで）保管しておくことが必要です。機構等から提出を求められたら直ちに提出できるように、保管、管理するよう肥育経営体へ指導願います。

※ 最終の支払いが令和3年6月（令和3年度）となる見込みのため、令和3年度の翌年度から起算します。

問 19 分析の実施機関が、都道府県の機関であっても取組としてよいか。

(答)

分析の実施に当たっては、その実施機関が公的機関であっても民間企業であってもかまいません。

問 20 品種区分は、肉専用種、交雑種、乳用種の3区分とされているが、どのような牛が該当するのか。

(答)

- 1 肉専用種とは、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種及びアングス種、ヘレフォード種その他牛肉生産を主たる目的として飼養されている牛の品種です。
- 2 交雑種とは、肉専用種と乳用種の交配により生産された牛です。
- 3 乳用種とは、ホルスタイン種、ジャージー種その他雌牛が搾乳を主たる目的として飼養されている牛の品種です。

問 21 枝肉価格の前年同月比の算定は、誰がどのように行うのか。

(答)

毎月の枝肉価格の前年同月比は、農林水産省大臣官房統計部から牛枝肉の取引価格が公表されている中央卸売市場の当該月の卸売価格の平均価格のうち、肉専用種は和牛計、交雑種は交雑牛計、乳用種（繁殖又は搾乳の用に供されたものを除く。）は乳牛去勢、搾乳の用に供された乳用種は乳牛めすの数値を用いて算定し、機構 HP 上で公表します。